

社会福祉法人信和会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人信和会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員：理事長、業務執行理事、理事、監事をいう。
- (2) 常勤役員：役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員：役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。

(報酬の区分)

第3条 役員及び評議員に対し、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給することができる。

- (1) 理事長 報酬（賞与、退職慰労金を含む）
 - (2) 業務執行理事 報酬
 - (3) 常勤役員 報酬
 - (4) 非常勤役員 報酬
 - (5) 評議員 報酬
- 2 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対して、報酬は支給しない。
 - 3 法人の職員を兼務している役員に対して、別表1に定める手当を支給することができる。

(報酬の額の算定方法)

第4条 役員及び評議員に対し、次のとおり報酬を支給することができる。

- 2 評議員の報酬は、別表2に定める額とする。
- 3 常勤役員の報酬月額は、別表3に定める額とする。
- 4 非常勤役員の報酬は、別表4に定める額とする。
- 5 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(報酬の支給日)

第6条 常勤役員の報酬は、毎月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

- 2 賞与について、毎年7月及び12月に支給する。
- 3 退職慰労金について、任期の満了または辞任により退職した後6カ月以内に支給する。
- 4 非常勤役員及び評議員の報酬は、会議への出席等の都度、支払うものとする。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給することができる。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。ただし、死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として

日割りによって計算する。

(報酬の支払い方法)

第8条 報酬は、現金をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得た場合は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった事項等を控除して支給する。

(通勤費)

第9条 役員及び評議員に、その通勤の実態に応じて、交通費、自家用車の燃料費等の実費相当額を支給することができる。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(細則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に細則で定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

令和4年7月1日 改定

令和7年7月1日 改定

別表1 (役員手当)

役職名	月 額 手 当
理事長	50,000円
業務執行理事	30,000円
理事	20,000円

別表2 (評議員の報酬) ※源泉所得税控除前の額

	日 額
評議員会の出席	5,200円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,200円

別表3 (常勤役員の報酬)

(1) 月額報酬

役職名	月 額
理事長	100万円までの範囲
業務執行理事	50万円までの範囲
理事	30万円までの範囲

(2) 賞与

7月の賞与	前年度の業績により変動
12月の賞与	前年度及び今年度の業績に変動

(3) 退職慰労金

最終報酬月額×在任年数×係数（1から2まで）

※ 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとし、1か月未満は切り上げる。

別表4（非常勤役員の報酬）※源泉所得税控除前の額

(1) 理事

	日 額
理事会の出席	5,200円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,200円

(2) 監事

	日 額
監事監査の出席	8,500円
理事会、評議員会の出席	5,200円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,200円